2 練福介第 615 号 令和 2 年 4 月 28 日

区内通所系サービス事業所 区内介護予防・生活支援サービス事業 (通所型サービス) 事業所 区内居宅介護支援事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部

高齢社会対策課長 浜崎 省吾

(公印省略)

介護保険課長

風間 康子

(公印省略)

休業要請等を受けて通所系サービス事業所が居宅を訪問し、個別サービス計画の 内容を踏まえ、サービスを提供した場合の臨時的取扱いについて(通知)

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」第 1 報から第9報までを踏まえ、通所系サービス事業所および区内介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)事業所において、新型コロナウイルス感染症に関連する理由により通常のサービス提供が不可能であり、緊急的な対応として利用者の居宅への訪問によるサービス提供を実施する場合について問合せが多いことから、別紙のとおり整理しましたのでご対応よろしくお願いいたします。

各事業所においては、適切な感染防止対策を講じ、利用者と従業者の健康、安全を図りながら、利用者の孤独を防ぎ、利用者が心身の健康を保ち生活が継続できるよう、サービス提供をお願いいたします。

- ※本通知は、休業を要請するものではありません。「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所の対応について」(令和2年4月10日付2練福介第274号)のとおり、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いします。
- ※本通知は現時点での解釈となります。介護保険最新情報等情報の更新に注視してください。
- ※本通知の内容は練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は各保険者に確認 すべきであることを念のため申し添えます。
- ※本通知の元となる介護保険最新情報等は下記練馬区ホームページに掲載されています。

(練馬区ホームページ)

トップページ>保健・福祉>介護保険事業者向け>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html

また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページが厚生労働省 HP 上に掲載されています。

〔担当〕

練馬区高齢施策担当部

(介護予防・生活支援サービス事業)高齢社会対策課介護予防生活支援サービス係電話 03-5984-4596(運営・ケアマネジメント)介護保険課事業者運営推進係電話 03-5984-4589(給付)介護保険課給付係電話 03-5984-4591